

第一号基礎的電気通信役務収支表

事業者名 NTT西日本株式会社

2024年4月 1日から  
2025年3月31日まで

（単位 円）

第1表 第14条第1号、第2号、第2号の2及び第4号に掲げるもの

役務の細目		営業収益	営業費用				営業利益	摘要
			うち設備管理部門費用		うち設備利用部門費用			
					うち第一種公衆電話機 台数削減以外の費用	うち第一種公衆電話機 台数削減費用		
加入電話	基本料	113,360,691,932	150,582,353,327	117,303,996,026	117,303,996,026		33,278,357,301	△ 37,221,661,395
	緊急通報	-	75,540,523	71,719,084	71,719,084		3,821,439	△ 75,540,523
	小 計	113,360,691,932	150,657,893,850	117,375,715,110	117,375,715,110		33,282,178,740	△ 37,297,201,918
第一種公衆電話	市内通信	73,907,267	1,597,200,321	1,582,803,796	1,080,053,653	502,750,143	14,396,525	△ 1,523,293,054
	緊急通報	-	5,042,661	5,014,633	3,558,537	1,456,096	28,028	△ 5,042,661
	小 計	73,907,267	1,602,242,982	1,587,818,429	1,083,612,190	504,206,239	14,424,553	△ 1,528,335,715
災害時用公衆電話		72,108,509	842,425,838	841,935,153	841,935,153		490,685	△ 770,317,329
ワイヤレス固定電話	基本料	4,280,127	295,359,642	217,965,325	217,965,325		77,394,317	△ 291,079,515
	緊急通報	-	1,700	1,551	1,551		149	△ 1,700
	小 計	4,280,127	295,361,342	217,966,876	217,966,876		77,394,466	△ 291,081,215
合 計		113,510,987,835	153,397,924,012	120,023,435,568	119,519,229,329	504,206,239	33,374,488,444	△ 39,886,936,177

- 注1 加入電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第1号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。  
 2 第一種公衆電話の市内通信・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。  
 3 災害時用公衆電話は、電気通信事業法施行規則の第14条第2号の2に定めるものとしております。  
 4 ワイヤレス固定電話の基本料・緊急通報は、電気通信事業法施行規則の第14条第4号のイ・ロにそれぞれ定めるものとしております。

第2表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金	2,530,496,284	-	2,530,496,284	
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額	160,034,715	-	160,034,715	
3 負担金	238,349,697	248,968,452	△ 10,618,755	
計	2,928,880,696	248,968,452	2,679,912,244	

第一号基礎的電気通信役務収支表に関する注記

(注)1. 第一号基礎的電気通信役務収支表の作成基準

本第一号基礎的電気通信役務収支表は、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)に基づき、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出するために作成しております。

2. 電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準

電気通信役務に関連する収益及び費用の配賦基準については、電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号)、及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第40条の3の定めにより総務大臣に提出する基準に準拠して、それぞれの役務に配賦しております。